

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
174076	石川県	中能登町	町村 IV-1

(1)民間委託				【参考】	
直営(※)	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率	
			100.0%	99.7%	
			96.4%	98.6%	
			50.0%	91.2%	
			71.4%	94.2%	
			88.2%	88.1%	
			95.5%	97.9%	
			93.5%	96.9%	
	○	民間委託または指定管理者制度を導入したい	67.7%	68.3%	
			92.3%	91.2%	
	○	委託や人材派遣等を検討している	34.8%	35.1%	
			97.1%	99.1%	
			94.3%	96.9%	
			100.0%	98.8%	
			100.0%	99.9%	
			100.0%	99.5%	
			96.8%	97.7%	
			90.3%	96.2%	

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(2)指定管理者制度等の導入				【参考】	
公の施設数	制度導入施設数	導入率	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体委託率
体育館	6	0	0.0%	1	12.2%
競技場(フリスポート等)	7	0	0.0%	0	31.3%
プール	1	0	0.0%	0	23.7%
海水浴場	0	0	0.0%	0	0.0%
宿泊体養施設(ホテル、宿泊施設等)	0	0	0.0%	0	100.0%
体養施設(公園広場、遊・山の堂等)	2	1	50.0%	1	78.4%
キャンプ場等	0	0	0.0%	0	73.3%
産業情報提供施設	0	0	0.0%	0	85.7%
展示場施設、見本市施設	0	0	0.0%	0	70.0%
開放型研究施設等	0	0	0.0%	0	0.0%
大規模公園	0	0	0.0%	0	36.4%
公営住宅	8	0	0.0%	0	0.0%
駐車場	2	0	0.0%	0	18.2%
大規模公園、斎場等	0	0	0.0%	0	10.0%
図書館	3	0	0.0%	3	18.4%
博物館(博物館、科学館、天文館、動物園等)	2	0	0.0%	2	20.8%
公民館、市民会館	3	0	0.0%	3	24.0%
文化会館	3	0	0.0%	3	38.1%
宿舎、研修所等(費が学生の費用を含む)	0	0	0.0%	0	60.0%
特別養護老人ホーム	0	0	0.0%	0	40.0%
介護支援センター	0	0	0.0%	0	54.5%
福祉・保健センター	1	1	100.0%	0	58.7%
児童クラブ、学童館等	3	0	0.0%	3	12.4%

(3)窓口業務

総合窓口の設置

設置状況 設置予定 → 予定時期

窓口業務の民間委託

委託状況 委託予定無し

※総合窓口の建設に合わせる予定(未定)

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況 → 業務改革効果

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務			
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
実施予定無し <input type="checkbox"/>	委託予定無し <input type="checkbox"/>								

【実施予定無し】及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は調査対象外】

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況 → 業務改革効果

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	実施予定	検討中	未実施	類型	実施時期	自治体クラウドへの移行時期
				自治体クラウド	単独クラウド	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自治体クラウド		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	単独クラウド		

検討状況

実施しない理由

(6)公共施設等総合管理計画

策定済 → 策定予定 → 策定予定時期

(7)地方公会計の整備

統一した基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)

作成済 → 作成予定 → 作成完了予定年度

(注1)統一した基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体